

「被告大阪府側準備書面(1)」(平成15年12月19日 大阪地裁提出)への私たちの見解(反論)

2003年12月25日

高南「教育権」訴訟弁護団研究会

(常任弁護団より、次回公判に、詳細な準備書面を提出する予定ですが簡単な反論の概要を示します。)

はじめにー 裁判所は、事実の確認のために早期の現場検証を

被告側準備書面(1)を読んで、原告ら高槻南高校関係者は、一様にこう評している。

被告ら準備書面(1)の原告ら主張への反論は、「事情を知っているものにとって、肝心な問題や事実の経過について、一々全てに反論するのが馬鹿らしいと感じさせるほど歪め、はぐらかし、すり替え、偽っている」と言っているのである。

これらの主張を踏まえ、被告側準備書面(1)にてらし、以下基本的問題について、概括的な反論をおこなう。

被告側準備書面(1)では、調査の時期や方法によって、可変性のあるクラブの部員数の数値を、原告側数値が誤りであるとして訂正して見せては、学校が存続していれば活動が発展する可能性を無視して、休部・廃部は、「本件統合整備とは関係がない」「事実と反する」などと強弁して、廃校処分によって高槻南高校のクラブ活動が劇的に衰退し、休部・廃部に追い込まれていく明々白々たる事実から焦点をそらそうとしている。

このように姑息な手法をとる被告らと異なり、原告の生徒たちやこれを支える共同親権者たる親たちは、行政の権力と秘密主義によって全ての基礎的な資料やデータが隠蔽されているなかで、ねばりづよい、調査活動や情報公開請求、大阪府情報公開審査会などへの「異議申立て」と公開審査要求などで、一つ、一つの数字と事実を積み上げて今日の訴訟活動を支えている。

原告側は、被告らが隠蔽・秘匿する事実と事実経過を大局的に明確に示し、証言する用意がある。また裁判長には、事実の確認のために早期の学校現場における検証を求めたい。

．被告側準備書面（１）の基本的性格と問題

１．「生徒交流」などで、事実を反する被告側反論について

さらに、被告側準備書面（１）が主張する高槻南高校と槻の木高校間の「生徒交流の経過」などに至っては、事実の経過をほとんど偽って開き直り、双方の「水掛け論」に持ち込もうとしているにすぎない。被告側の反論は、事実全く反する。

両校の統合という府教育委員会の行政決定により実務上の対応や形式的措置を行なわざるをえない現 P T A や現生徒会も含めた善意の同校関係者の立場につけこみ、経過や事実を自分たちに一面的に都合よくとり挙げて、真の統合や伝統の継承への真剣な努力が進められていると強弁する一方で、以下のような重要な事実経過にはまったく頼かむりをしている。

２．槻の木高校校長の作成した新校宣伝文書と統合問題について

一つは、現槻の木高校（島上高校兼任）の校長が、2002 年夏以降に作成配布した生徒募集時の宣伝文書の「Q & A」の問題である。この中で、同校長は「島上高校の生徒の影響が余りにも大きい。新校がうまく行くととはとても思えない。」という島上高校生徒の存在を危惧する設問を自ら作り、「新校と島上は全く別の学校です」とした上で、「高槻南高校と島上高校の先生がそのまま新校の教師となるのか、どのような方が新校の先生になるのか。」という設問の上で、「新校と高槻南高校、島上高校は全く別の学校です。新校には優秀な情熱のある方が赴任してきます。」などをする答えを用意した。このような新校経営構想を前提にしながら、まともな関係校の連携や高槻南高校等の伝統の継承が行なわれるわけがない。学校経営の実態と現実を見ればこれらは明瞭である。

府教育委員会も、現槻の木高校（島上高校兼任）の校長が、新校への島上・高槻南高校の伝統と教員の継承を否定し、新校づくりをしてきている事実と経過を知りながら敢えてこれを放置し、あたかも円滑な統合が行なわれているかのごとく主張していることは、その府民への説明公約に反し無責任きわまりなく、12月19日提出された準備書面（１）でも何らこれにふれていない。

次回以降の準備書面で明らかにするが、事実、槻の木高校では、高槻南高校の伝統や校風とは無縁な学校づくりが行なわれている。伝統継承の旗印として高槻南高校から赴

任した教頭は 8 月以来、休職に追い込まれ、校長側近があらたな教頭に発令されている。被告側準備書面（1）が挙げる最近の槻の木高校側によるあれこれの統合にかかわる形式的な対応は、裁判における原告側への防御的な戦術に過ぎない。

3．被告らによる原告生徒らへの責任転嫁と不当な攻撃について

二つに、被告らは、準備書面（1）の中で「原告らの主張は、大阪府の教育政策を論難するだけでなく、生徒の期待に応えられる高校づくりに向けて島上高校、高槻南高校及び槻の木高校の関係者が行っている多大な努力を不当に貶めるものというほかない。」と述べている。

高槻南高校関係者からみれば、これほど事実の経過を歪め、かつ自らの言辞・行動をことごとく偽り、物事を逆立ちさせたひどい言い分はない。ここでいう高槻南高校関係者とは一体誰なのか？多大な努力とは、何をさしているのか？高槻南高校関係者で、今回の廃校処分を受け入れ、かつ新校づくりを進めたいと考えているものなど一部管理職をのぞき皆無に等しい。被告準備書面（1）は、こういった事実と現実と反している。

4．PTA関係者や生徒会関係者が提起した「訴えの意義」について

本件裁判で提訴した現役生徒ら原告団 59 名は、共同親権者であるそれぞれの父母 121 名の励ましと援助の中で、さる 3 月 28 日当裁判所に訴えてた。これ事態、高校教育史上かつてない異例の提訴である。その父母の中には、廃校案発表と決定時から、本年まで重責を担った P T A 会長初め、同三役経験者など多数の P T A 関係者が参加しており、生徒らも生徒会長や三役経験者が、そろって提訴に参加しているのである。このような背景をもって、P T A 関係者や生徒会関係者の支えの中で、この裁判に臨み、同関係者を中心に公判傍聴も現に行われている。

この裁判は、子どもの権利条約に示す生徒の学習権と父母の教育権を、生徒会・P T A という学校の自治的組織・団体での活動と経験を背景に、その権利侵害と行政の恣意的な裁量権行使の違法・不当性を、司法の場に敢然と提起するという意味で、在生徒たちのとりくみとして我が国近代教育史上例のないとりくみである。さらにこの提訴は、創立以来 3 0 年間にわたる同校における学校づくりの伝統と実績を生徒・保護者が自らの誇りとして訴え出ているという点できわめて象徴的である。この提訴は、決して一部

の生徒・父母の訴えではなく、原告適格を考慮しなければなお多くの高槻南関係者が参加しえたものである。現に大阪弁護士会への人権救済申立てには 526 名の在校生が参加している。

このような生徒・父母の教育参加という画期的な意義をもつこの提訴を、被告ら準備書面（１）は、一部の生徒や父母の主張・行動であるかのごとく描き、原告ら高槻南高校関係者らを「多大な努力を不当に貶めるものというほかない。」と非難するにいたっては、事実や道理にも反し、この上ない失当という他ない。

５．杜撰な統合（廃校）案に 16 万の反対署名 不透明な行政決定過程について
被告らの言う「多大な努力」とは、「誰のために、何のために必要とされたのか？」府教育委員会は、これまで原告ら高槻南高校関係者や多くの府民のこの問いかけに全く答えてこなかった。

単位制高校構想は、統合の一方の相手である島上高校が、深刻な教育課題克服のために凡そ 3 年あまりかけて検討してきた単独改編構想であった。当然、生徒状況も教育課題も異なる高槻南高校においては、同構想は論議にすらならなかったのである。

当然、島上高校側は、府教育委員会にも自らの構想を示し必要な要望も意向伺いも行ってきた。しかし単独改編ではなく統合して単位制高校への改編を迫る府教育委員会の意向と既に策定されていた「府立高校再編整備計画」の中で、同校関係者は、統合の対象校を念頭に置き再編構想を練り直したのであった。一部の政治家等を除きその中に、高槻南高校を対象校に含める教育関係者はいなかった。

平成 12 年以降、府教育委員会の高校改革担当の幹部職員は、島上高校の単位制高校構想を軸に、統合対象校の選定の調整を、高槻南高校関係者を完全に除外した上で、開始したのである。それらは、主に、関係府議会議員や教職員組合関係者との密室の内部調整であった。高槻南高校の教職員は、自らが将来課せられるであろう単位制高校構想について、島上高校教職員と異なり、一切論議の機会と必要がなかったのである。なぜなら、元々「単位制高校の設置」は、府教育改革プログラムでは、「定時制・通信制の課程の適正配置のあり方」と「併せて検討する」（府教育改革プログラム 19 頁）とされていたからでもあった。まさに、全日制普通科の中堅上位の優良高校として、教科学

習活動と部活動のバランスの取れた校風で発展しつつあった高槻南高校が、相手校の都合で、このような教育システムが、府教育委員会によって、突如として権力的に押し付けられるなど思いもよらない出来事であったからである。

統廃合案決定に府立高校関係の府職員団体の合意と協議を求めなかったのは、我が国の教育の基本原則とユネスコの「教員の地位の勧告」の趣旨等に違反する。

「府教育委員会が、島上高校の統合の対象校案を決定する過程で、高槻南高校関係者以外の者（団体・政治家を含む）との談合と内部調整を先行させた」とする信頼できる当該関係者等の証言が多数寄せられている。原告側は、これらを後日法廷で明らかにする用意がある。

こう見てくると、被告らの言う「多大な努力」とは、まさに高槻南高校の生徒と教育のためにあったのではなく、府教育委員会のご都合主義的、かつ非教育的な決定とこれを推進した一部の関係者・団体の面子と合理化のために向けられたものと言わざるをえない。このような不透明な背景と事情を府民が感じたからこそ、高槻南高校廃校という不法・不当な計画案に反対する署名がわずか2ヵ月半で16万人を超えるほど結集されることとなったのである。単独校の廃校反対署名としては、歴史的にも、過去に例がない反対世論の結集であった。

しかし、未曾有の反対にもかかわらず、また度重なる高槻市当局の要請にもかかわらず、府教育委員会と大阪府は、提案後はこれほど杜撰な廃校案の一切の修正・見直し・変更頑迷に応じようとしなかった。これは高槻市当局と高槻南高校関係者を除外した一部関係者・団体との密約と合意が既に存在し、これに拘束されていたからである。

被告側準備書面の原告らへの攻撃は、まさに自らのこのように邪な行政決定過程を隠蔽し、被害者である純真な子どもたちにその責任をなすりつけるもので、教育行政機関の到底とるべき態度・姿勢ではない。健全で優良な高校を理不尽な廃校に追いやること、高槻南高校関係者の30年にわたる「多大な努力を不当に貶め」て、多大な責めを負わなければならないものは、高槻南高校と無縁の特定の利害関係者と談合計画した被告ら自身である。全ての経過から本件廃校処分の違法性、不当性は明らかである。

このような被告らの府民不在、教育と子ども無視の行政姿勢が、今もなお高槻市民の

厳しい批判をあびているのである。原告生徒が、木枯らしの吹く寒い中で、早期公正裁判要請支援の署名を街頭で訴えると、この「他に無関心」の社会状況の中で、現在もなお1時間で700を超える署名が、毎回寄せられるという高槻市民の圧倒的な共感と支持のあつまりは、被告らによる不当な処分へのつよい抗議と批判のあらわれに他ならない。

・被告らの各分野にわたる主張について

1. 教育課程の歴史と教訓の問題

以下、被告ら『準備書面(1)』に即して、被告らの個別の主張について述べ、反論したい。

第1に、被告ら『準備書面(1)』では、原告側が、憲法・教育基本法・学校教育法に基づき主張する「高等学校の基本的な教育目標」を、「どのような根拠に基づくか不明である」としている。しかし、被告らの主張こそ、基本的な教育目標を法的拘束力に疑義と論議のある学習指導要領に傾斜してすり替え、教育の基本原則への無理解と軽視の姿勢を示すものであり、「高等学校の基本的な教育目標」を考えるうえで明らかに失当でありこの点での批判を免れえない。

被告側は、その準備書面(1)中「新制高等学校の学制の変遷」において、そのア.で「当初の新制高等学校の教育課程の特色」についてふれ「選択の多様性に統一的な基礎を与えるために単位制が採用された。」としている。更にイ.において、昭和31年に行なわれた高等学校の教育課程改訂で「従前の広範な選択教科制を廃し、教育課程の類型をもうけるとともに、必修教科・科目を増加して、できるだけ教養の偏りを少なくすることをその趣旨とするものであった。」としたうえで、以来今日にいたる学習指導要領や教育課程改訂の経過と要点に触れている。

被告側は、教育改革プログラムで現在すすめられている「特色づくり」「特色ある学校づくり」「単位制高等学校」が、あたかも憲法と教育基本法をふまえた「当初の新制高等学校の教育課程」を原点として進められているかのごとく、引用叙述しているが、これは戦後の教育課程改訂の歴史と教育課程の基本構造にかかわる「必修」と「選択制」の理念と問題、とりわけ「選択制」の問題についての無理解を示しており、全くの誤り

である。

昭和 31 年の教育課程改訂がなされた教育と学校を取り巻く状況は、以下の通りであった。サンフランシスコ講話条約締結後の戦後民主化への逆流が教育界でも激しくなり、戦犯として公職から追放されていた旧内務官僚の文部大臣就任を契機として、政権与党による教職員組合と教員攻撃をつよめ、中教審に「教員の政治的中立性維持に関する答申」(1954 年 1 月 18 日)をださせ、教育の政治的偏向を認定させた。これを受け政府は、「教育公務員督励歩の一部を改正する法律案」および、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の立法化を、日本教育学会、全国小学校校長会、全国中学校校長会、全国教育委員協議会、日教組など全ての教育関係者の反対を押し切って、国会に警官隊を導入させるなどして強行可決させ、憲法・教育基本法を踏みしめる教育の国家統制を追求した。

このような政治逆流のなかで、まさに「新制高等学校の学制」の理念や選択教科制と単位制を否定するために、文部省による昭和 31 年の教育課程の改訂があったのだという事実を無視あるいは理解せず、あたかも「新制高等学校の学制」の理念等によって、大阪府における現在の教育改革プログラムによる高校改革や単位制高校が進められているかのごとく主張するのは学習指導要領と教育課程の歴史への理解を欠くものであり、全くの誤りである。

事実、大阪府では府政与党によって、学区制の廃止を含む見直しや、公立高校への収容を減少する方向での公私比率の見直しなどが現在、強く主張されており、学区制を適用されない総合学科、単位制高校など、府教育委員会のすすめる改革方向も、これらの主張にそい、機会均等の理念を保障する公教育の責務を半減させ、学区制や男女共学制などの「新制高等学校の学制」の「理念」も形骸化するものとなっている。なお選択教科制と単位制等については、次回の準備書面で詳しく述べる。

2. 府立高校の大量廃校を合理化する根拠としての「特色」概念について

第 2 に、被告側準備書面(1)では、高等学校教育の大衆化と普及により、進学率が上昇し、「これに伴う生徒の能力・適正・進路等の著しい多様化及び科学技術の革新、経済・社会・文化の急激な進展に対応して、高等学校の教育内容を改善する必要が出て

きた」として、必修と選択、教科・科目の設定と基礎・基本重視の教育内容、単位数の配当、履修の弾力化、総合学科、「ゆとり」と「特色ある教育」、総合学科の設置や単位制高等学校の設置などが、高等学校学習指導要領や教育課程改訂、全国の高校改革の中で求め、進められていると縷々述べている。

しかし、これらは、教育課程改訂の方向と目標、内容を全国一律の大綱的基準として示すにとどまり、被告大阪府が進める府立普通科高校 20 校の廃校、府立定時制高校 29 校中 14 校の廃校という異常な府立学校つぶしを関連・根拠付け、合理化するものでは一切なく、原告側主張への反論の何の根拠ともなりえない。その主張は失当である。

大阪府立高校においては、被告側準備書面(1)が示す一連の教育課程改訂の趣旨を踏まえ、府教育委員会の指導により、すでに全ての学校で、それぞれの高校の教育課程が、「生徒の能力・適正・進路等の著しい多様化及び科学技術の革新、経済・社会・文化の急激な進展に対応して、高等学校の教育内容を改善」されてきており、すべての普通科高校においても、個性重視による多様な選択と特色化はすすみ、画一的な教育課程と教育内容にとどまっていることは、府教育委員会の指導の実際からありえないことである。

現行学習指導要領に基づく教育課程運営が府教育委員会の承認によって全ての学校ですでに実施されており、「特色」を理由に、これほどまでの大量、かつ乱暴な府立高校廃校を合理化する理由は、中教審答申や高等学校指導要領と教育課程改訂の趣旨からはまったく存在しない。

事実、高槻南高等学校は、「オーストラリアの高校との国際交流」などの実績と「特色」を廃校の口実にされており、定時制高校廃校でも、府立高校定時制課程で、教育課程改訂の趣旨に沿って、「単位制」や「ゼロ時間」の設定を最も早くから導入した同じ 2 学区の吹田高校定時制課程が、平成 15 年 11 月 25 日の府教育委員会議で、平成 17 年度より廃校と決定されている。

このように、府立高校を廃校としなくても教育課程の「特色づくり」は可能なのであり、「特色ある学校づくり」は統廃合の口実にされているに過ぎない。

3. 大阪府情報公開審査会答申、府教委に「府民への説明責任」を要求

第3に、原告側主張にかかわって、被告側準備書面(1)は「教育改革プログラムの違法が本件条例の公布行為の違法とはいかなる関係にあるのかも不分明である。」としているが、いかなる教育行政施策も恣意的、独断的には為しえず、憲法・教育基本法・学校教育法等、関係法令の趣旨を踏まえた教育合理性と公正な執行が求められている。

教育改革プログラムに基づく「全日制府立高等学校特色づくり・再編実施計画」は、「特色づくり」や何の根拠もない「適正配置」「適正学級規模」なる恣意的理念や基準を独断的に操作し策定されたものであり、バブル失政の付け払いを教育と子どもに押しつける教育リストラ政策に他ならない。

その行政決定の手続も恣意的で、行政裁量権を著しく逸脱している。本件処分決定の過程においても、その意思形成過程の経過を明らかにする情報を記録した文書を何ら作成、保存していないということが、高南応援団の府教育委員会行政文書公開にかかわる異議申立てと大阪府情報公開審査会の審議と決定(平成15年11月25日答申)でも明らかとなった。

この間1年以上の時日を要した大阪府情報公開審査会答申は、更に続けて「府立高校の再編整備のような社会的影響の大きな重要施策の推進に際しては、そこに広く府民の意見を反映していくためにも、意思形成過程の情報を記録した文書を適切に作成、保存するとともに、これを可能な限り広く公開することが求められているものと考えられる。今後の再編整備の推進に当っては、府として府民に説明する責務(条例前文)を全うし、府民の府政への参加を推進(条例第1条)していく上で必要となる文書の作成・保存についても、十分配慮されるよう望むものである。」として、大阪府と府教育委員会の独断的、恣意的、かつ違法・不当な行政決定を厳に戒めているのである。

4. 不安定な学習指導要領路線の示す「特色」理念の絶対化と統廃合計画

第5に、被告らが金科玉条とする「特色」理念を掲げる現行学習指導要領路線の不安定性と問題である。中央教育審議会は2003年10月7日、文部科学大臣に「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」答申した。「ゆとり」と「個性化」「特色づくり」を目標とし、学習内容を3割削減した新指導要領が200

2年度（高校は2003年度）からスタートした。しかし、子どもたちの学力低下に対する不安・批判が公然化こともあり、遠山前文科相は2002年1月、「確かな学力」の向上をうたった「学びのすすめ」を発表して、「ゆとり」から「基礎・基本の徹底」や「発展的な学習の促進」を強調することに軸足を移した。しかし、その後もなお広範な批判が続き文科省も指導要領を改訂する必要に迫られたものである。新しい教育課程の実施年度より、その見直しが答申されるなどは、教育行政として異例異常であり、学校現場に大きな混乱をもたらし、かつ初等中等教育の充実発展に大きな障害となっている。

このような、不安定きわまりない学習指導要領路線と浅薄な「理念」を絶対化して府教育改革プログラムを策定、加えて学習指導要領が要請もしていない府立高校の大量統廃合を強行する被告大阪府の施策は厳しい批判を免れえない。

さて、被告側準備書面（1）では、原告側の要求にこたえて「特色」の定義を示している。これによれば、「特色」とは、「全ての普通科において、地域の実情や生徒の実態に応じて、それぞれのスクールカラーが明確になるよう、教育課程のいっそうの改善を図るとともに、教育活動に創意工夫をこらして特色づくりを推進する」（同17頁）というものであるという。しかし、この定義の「特色づくり」を「学校づくり」に変えれば、何のことはない。教師なら誰でもはじめに学ぶ教育課程編成の基本方針のイロハに過ぎない、ごく当たりまえの教育方針である。このような曖昧かつ皮相な「特色」概念を振り回し、これを府立高校20校、定時制高校14校を廃校に導く「改革理念」の旗印とする被告側の主張はまったく不当であり、その恣意的行政姿勢を疑わざるをえない。

5. 教育改革プログラムにおける府立高校の中途退学者問題について

第6に、教育改革プログラムにおける府立高校の中途退学者問題と「特色」の位置づけの問題である。被告側準備書面（1）16頁ウ「特色づくり」の「特色」に関する主張について、において「原告らは、特色づくりの必要性に関して、教育プログラムが中途退学問題を強調していると述べているが、明らかに誤解である」と批判、「教育改革プログラムは、中途退学の問題だけを強調しているのではない」として、いじめ、不登校、国際化、情報化、少子高齢化などを列挙し抗弁している。

しかし事實は、原告側主張は、「教育改革プログラムが、中途退学問題だけを強調し

ている」(ルビは原告側)とは言っていない。

被告側の主張に反し、教育改革プログラムの1頁の「はじめに」で、大阪における学校教育の深刻な課題として、いじめや不登校も取り上げられているが、ここでは「高等学校における中途退学問題」が、「緊急に解決すべき」課題であると格別に強調されているのである。

同プログラム4頁の「府立高等学校の現状と課題においても「進学率96%のもとの高等学校教育」「生徒実態が多様化する職業学科」「生徒数の減少と役割が変化しつつある定時制の課程」のどれをとっても、「学業不適應と中途退学問題」の解決が中心課題になっている。府立高校改革で中途退学問題の解決が最大の中心課題であることを、同プログラムの策定者自身が認識していないことは驚きであり、全く理解に苦しむことだといわざるを得ない。

このような主張は、その中途退学者問題等の解決をめざした府立高校再編整備計画で、府立高校でも最小の中退率(平成12年度全校で1名、0.1%)を誇った高槻南高校を廃校とするという矛盾にみちた決定を行なった不法・不当性を隠蔽する抗弁だと言わざるを得ない。

総合学科等を含む、府立高校の中途退学者問題については、次回準備書面で具体的な数字をもとに抜本的な検討を加えるが、被告ら準備書面では、総合学科であるから中退率が低くなったかのような主張であるが、中退問題の解決はそのような単純なものではない。これまでの根強い管理主義的、切り捨て的な成績内規の抜本的な見直しを含めて、総合的に論じなければ意味がない。問題を単純化して、府立高校の中途退学者問題解決には、「特色づくり」しかないかのような根拠付けをやる府教育委員会側の主張こそ短絡的で問題なのである。

6. 普通科教育と専門科教育について

次に普通科高校の意義と問題について、被告側準備書面(1)の20から21頁、及び34から35頁の主張に即して述べる。確かに、被告準備書面(1)が主張するように、工業高等学校教育の意義は、普通科高校におけると同様、重要な意義と位置をしめるものであり、原告側主張もその点を否定するものではない。新制高校理念であるなら

ば、総合制高校の中で普通科教育と専門科教育の統合が、総合的複合的に行われるべきであろうが、教育改革プログラムと大阪の府立高校教育を論じる当然の前提として、それらが分離した普通科高校と工業高校教育の意義を発展的に考慮すべきであろう。それは、一定の歴史的・制度的な制約と限界を有するものであるが、学校教育法 41 条と 42 条の趣旨にも沿う。その上に立って府教育改革プログラムが進める普通科高校 20 校廃校計画と「特色ある学校づくり」を、被告側準備書面に即して検討する。

被告らは、原告らが「教育改革プログラムが従来の普通科高校を消極的に評価し、特色ある学校のみが大阪で起こっている教育の困難状況を解決する対策であるというは独断に過ぎない」(第 1 準備書面)と主張するのは「誤解」であり、「誤り」であるという。

7. 「生徒の学習ニーズ」と再編整備の原理の短絡的結合について

その上で、被告らは、「生徒の多様な学習ニーズに応えるため、普通科高校に加えて、特色ある学校の整備を進めている。」のだと、被告らは主張する。しかし、そもそも「生徒の学習ニーズ」なる曖昧な要請が、学校の再編整備や教育課程編成の原理となるものではない。「地域や生徒のおかれている現実と実態に照らして、いかなる教育目標のもとに、いかなる人格形成といかなる学力形成が求められるのか、いかなる学校づくりが必要とされているのか」という教育的な研究・検討なしに、先に述べたような曖昧かつ皮相な「特色」概念や「生徒の学習ニーズ対応論」で、学校づくりや学校再編整備は不可能である。「生徒の多様な学習ニーズに応えるため」としても、大阪府の財政事情では、府立高校をつぶして関西空港の滑走路につぎ込む金はあっても、学校につぎ込む金はなく、生徒の学習ニーズに十全に応じる講座開設や教員定数増は全く期待できない。槻の木高校のように、新校なのにわずかのリフォームで老朽校舎を放置されているのが現実である。被告側準備書面(1)は、建前と現実を混同している。府民や生徒への説明責任を果たしていない。「羊頭を掲げて、狗肉を売る」ようなことを教育の場ですべきでない。建前だけをいってれば、教育行政の責任が果たせるわけではない。

ちなみに毎年実施される中学校校長会の実施する進路調査では、高校進学希望者の 8 割がたは、普通科志望が多い。府教育委員会が進める高校改革では、こういう「生徒の

学習ニーズ」は軽視され、無視されているのが現実である。しかしこの普通科も、被告側準備書面の「特色」の定義にそくして言えば、今や学習指導要領路線によって特色化されている。

8．教育行政の教育課程編成における責務にかかわって

大阪府は、高槻南高校のような健全で発展しつつある優良な高校を含む普通科高校を大量につぶすことにより、普通科高校を軽視しているだけにとどまらず、財政的支援や定数上の配置を最底限とする事によって、新しい「特色ある学校づくり」を貧困なものとしている。このことは、「誤解」でも「誤り」でもなく事実の問題である。百数十億円も統合した高校に建設費用を投じる東京など他県と比較をする状況もない。

被告ら準備書面は、「特色ある学校の教育課程や教育内容については、・・・プロジェクトチームの検討を経て決定している」として、「不必要なメニューを上から押しつけて」いるとする原告らの主張は、「実情を無視したものであり、誤りである。」としている。しかし、高槻南高校にこのような手法で全日制単位制高校なるものを押し付け、プロジェクトチームにおける論議経過も無視した学校づくりが進めたのは、府教育委員会である。他校におけるプロジェクトでも、府教育委員会事務局の大枠の縛りは拘束的であると言われている。そのために、同事務局は、プロジェクトに参加し監督しているのである。職場のものと同レベルの立場で参加しているわけではない。これが現実であり、被告側は、プロジェクトチームにおける自らの役割を事実即して主張していない。

必修科目を最低限度まで薄め、カルチャーセンター方式のテーマ別科目をならべたて「特色」とし、「興味・関心対応」とするような安易な科目・時間の設定などが、「学力の充実上問題あり」とされ、実施年度に教育課程改訂答申という今日の事態を惹起したものであり、このような科目設定や教育課程編成を、各校プロジェクトの責任と抗弁するのは、自らの指導責任の放棄というものであろう。

学校教育法 41 条と 42 条に定める目的と目標の達成を困難にするという意味で、その趣旨に反するのは言うまでもないことである。

中央教育審議会が 2003 年 10 月 7 日、文部科学大臣に「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」答申したのも、この点で懸念があったた

めである。被告側準備書面(1)の失当は、事実経過に照らし明白であり、原告側主張への反論は事実に反し正しくない。

・高槻南高校を廃校とする理由にかかわって

1. 法の趣旨に違反する「適正配置」論について

被告側準備書面(1)では、「府教委においては、生徒の学習ニーズの多様化に応えて、それぞれの興味・関心、能力・適性、進路等に合わせて教科・科目を選択できるような特色ある学校づくりを進めるとともに、大幅な生徒減少による学校の小規模化が続く中で、統合整備によって高校としての適正規模を確保し、活力ある学校づくりを進めることを基本理念として高校改革を進めている。」として、「島上高校と高槻南高校との統合整備による全日制単位制高校の設置も、このような理念に基づくものである。」と、主張しているが、「特色ある学校づくり」が、本件廃校処分を正当化し、合理化する根拠にはなりえないことは先述した通りである。

「適正規模の確保」という理由も、その「適正規模」に全く根拠がなく、府立高校を統廃合するための数字を算出するために作り出されたものである。プログラムは普通科高校における標準学級数を異常に高い水準(学年8学級)に置き、これを下回る学校は、小規模校で学校運営上様々な問題を起こすとして、統廃合の対象にしようとしている。然しながら、学年8学級が適正規模であるとの科学的根拠は何もない(東京都の標準学級数は6学級。平成14年度大阪府立高校の平均学級数は6.4学級である)。

府教育委員会は、それを8学級規模として、それを下回るなら統廃合の対象になっている。国立教育政策研究所が、平成14年3月に発表した<学級規模に関する調査研究>という本格的な研究成果がある。この中で、小・中学校の「学校規模に関するまとめ」と考察があり、「管理運営上適正な教員数」「児童・生徒の把握に関する適正な標準規模」「父母とのコミュニケーションの観点から見た適正な児童・生徒数」「管理・運営から見た適正な学級数・児童・生徒数」に関する調査結果がまとめられている。高校に援用できる調査結果では、「学級数が全体で12学級、生徒数が375名」とされている。さらに、これらの結果の上に、「適正な学校規模に関して目的や場合に応じて様々な適

正な児童・生徒数と学級数が挙げられている」ものの、「ある学級(学校)規模を適正とする主張が難しいことを示している。」と結論付けている。

公立高等学校の「適正規模」とは、元来、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」にうたうように都道府県に対して、「高等学校教育の普及及び機会均等を図るため」（同法律第4条）に求めたものであり、生徒を締め出す趣旨ではない。しかし、大阪府では、近年の府立高校統廃合によって、毎年7千人から8千人の高校生が公立高校から締め出されている。大阪府は、この法の趣旨とは、逆の立場で、「適正配置」政策を推進しているものであり、教育行政の責務を放棄しているといわなければならない。

以上見てきたように、府立高校再編整備の論拠とされている「特色づくり」も「適正配置」も、法的にも、教育的にも何ら正当性を持たないものである。被告側の主張には、何ら正当性がない。高槻南高校を廃校とする論拠も基本部分で崩れている。

「高槻南高校を統廃合整備の対象校に選定した理由について」の被告ら準備書面(1)の主張は、いずれもどこの学校にも適用可能なつじつま合わせで正しくない。既に、訴状や準備書面で原告側の主張は述べており、さらに詳しくは次回以降の準備書面で明らかにする。

2. 「10年間の再編整備計画は不存在」という主張について

とりわけ、被告側準備書面(1)が「第2学区における全日制単位制高校の設置に係る再編整備の計画は、平成13年11月16日に決定した『全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第1期実施計画第3年次実施対象校』（甲第4号証）が唯一のものであり、原告らがいう府教委の専門家チームが作成した再編整備計画は存在しない。」と主張しているのは、重大な問題であり、事実と反する。

「『全日制府立高等学校特色づくり・再編整備第1期実施計画第3年次実施対象校』（甲第4号証）が唯一のものである」という主張は、この計画が、平成11年から平成20年までの首尾一貫した計画的な再編整備計画であることを否定するものである。

府の教育改革プログラムは、この10年間で3期に区分し、計画的に再編整備を進められているとされてきた。何らかの都合が悪く意図的に隠蔽しているのだとしか思えない。

大阪府情報公開審査会答申（平成 15 年 11 月 25 日決定）が、「府立高校の再編整備のような社会的影響の大きな重要施策の推進に際しては、そこに広く府民の意見を反映していくためにも、意思形成過程の情報を記録した文書を適切に作成、保存するとともに、これを可能な限り広く公開することが求められているものと考えられる。今後の再編整備の推進に当っては、府として府民に説明する責務（条例前文）を全うし、府民の府政への参加を推進（条例第 1 条）していく上で必要となる文書の作成・保存についても、十分配慮されるよう望むものである。」として、このような被告らの隠蔽体質の是正を求めているのも当然であろう。この点は、徹底的に争う。

3 . 被告らの廃校理由の説明責任にかかわって

また、原告らが「統合の対象として高槻南高校が選択された理由については、この間何らの合理的な説明は行われてこなかった。」(同準備書面 13 頁)とも述べていることにかかわって、「公表後は、速やかに、府教委と校長が連携して、生徒や学校関係者等に対して必要な説明を行なっている。上記『第 3 年次実施対象校(案)』の公表後に府教委と校長が連携して行った説明の経過は、本準備書面末尾の別紙のとおりである。この点からみても、原告らの上記主張が事実と反することは明らかである。」と、反論している。

府教育委員会議で決定した再編整備実施計画案は、府民に公表されて以降は、通例一切の変更が認められないことから、「案の公表後は、速やかに、府教委と校長が連携して、生徒や学校関係者等に対して必要な説明を行なっている。」としても、案の公表前に、特定の政治家や団体、個人とは協議・調整をして全てを固め、PTA や生徒・教職員、同窓生など高槻南高校関係者に一切の事前協議と情報提供、意向打診すら行わなかったことは、高南関係者の教育参加権と原告らの意見表明権行使の機会を実質的に奪ったにひとしい。校長などの説明も、府教委作成の『校長用 Q & A』に即したどこの学校にでも通用するような便宜的な府教委説明の域を出ないものであり、なんら説明責任を果たしたということができない。

府教育委員会自身が「説明責任を果たしていない」として、直接の説明を求める生徒会代表の度重なる要請に対しても、「検討したい」としたまま最後までこの機会を設け

ることなく放置するなど、説明責任を果たす事を怠った。逆に、生徒が府庁に出かけて迫ったその「要請の場」を「説明の場」であると強弁して、「説明責任を果たした」とするなどは、まさに論外であり、事実にも反する。

4．被告ら「急増期・減少期計画」と島上大冠校問題について

原告側が、「第2学区内の1校あたりの平均学級数は7.0であるのに対し、高槻市は6.4学級にとどまる。」という統廃合理由とされている高槻市の状況は、「島上高校の分校として存在した大冠分校が、平成6年に単独の高校として分離独立したという事情からきているにすぎない。もともと府教委では島上高校が大冠分校に統合するという計画をもっていた。これが実現しておれば、平成13年度の平均募集学級数でみると、高槻市は1校あたり8.2学級となり、第2学区のどこよりも多い学級数となっていた。これを突如計画を変更して大冠分校を独立校化させたため、1校あたりの学級数が減少したにすぎないのである。生徒数の減少により平均募集学級数が減少したのではなく、自らの政策で小規模校を作っておきながら、それを学校の小規模化が進んでいるという理由にすることは許されない。」と主張した事に対して、「誤り」であり、「誤解」であり、「失当である」としている。

その理由として、「島上高校大冠校が府立大冠高等学校として最初の新生を迎えた平成7年度における同校の募集学級数は9学級であり、その前年の平成6年度における島上高校大冠校当時の募集学級数は10学級であり、既に他の独立校に匹敵する規模となっていた。すなわち、府立大冠高校が島上高校から独立したのは、それに伴う実態を備えていたからである。」とその理由をあげている。

しかし、原告らは、島上高校大冠校が、小規模校であると言っているのではない。被告らは、事実経過を無視し、論拠をすり替えている。島上高校大冠校は、当初から分校とは言うものの、中卒生急増対策として、他の独立校に匹敵する規模の学校として造られているのである。何も、被告らが弁明するように、「小規模校が、他の独立校に匹敵する規模になったから独立校化した」などという理由と経過ではない。

同校が、高槻南高校の統合対象校となった島上高校と減少期には統合して、高槻市内地域の学級数の減少に対応しようという計画で作られたことは、多くの関係者共通の認

識であった。高槻城址に位置し、老朽化した校舎を持つ島上高校が統合して移転する予定であった。教職員組合や政治家なども動き、廃校反対、独立校化運動があったのは事実であるが、この計画中止という大阪府の決定が、今回の統廃合理由の一つを招いたことは、事実の問題である。被告らの責任に属することである。このような事情がありながら、校史的にも、教育事情も全く異なる高槻南高校を、事前に一切の説明・協議・意向打診なしに、不意打ち的に統廃合の対象校となす決定を強行したものであり、まことに不当である。

当時、島上高校大冠校問題にかかわった高槻市議会の関係者(元議長)が、2001年12月高槻市議会で、市当局にこの歴史的経緯をただし、府計画の見直しを求めている事実もある。被告らの主張は、誤りでありそれ自体失当である。原告らの主張が正しい。

5. 選抜学区における学校配置の妥当性について

被告らは、「府教委は、特色ある学校の配置にあたっては、府内の各地域において生徒の通学利便性にできるだけ不均衡が生じないように、地域バランスに配慮している。」として、原告らが、『再編整備第1期実施計画』は、統廃合の対象校の選定基準として、『特色ある学校の地域バランス、志願状況、地域的な近接性、交通の利便性、施設状況、学校の取組実績等の客観的条件を総合的に勘案して決定する』と述べているが、その基準は極めて抽象的である。地域バランスを高槻市内で見ると、統廃合前は高槻市の北部に4校、南部に3校あったものが、全日制単位制高等学校を普通科でないとすれば、北部に4校、南部に1校という極端なアンバランスを生じる。茨木市東部を含めるとさらにバランスは崩れるのである。」(同準備書面14頁)と述べていることを、「誤った主張である。」としている。さらに、その上に立って、その論拠として高槻市内の各高校への南北からの生徒通学状況の割合を示し、「特定の地域を地理的に南北に分けて、学校配置の妥当性を論じることは意味がない」としている。

しかし、選抜学区制を前提にしなが、学区全体ではなく、「特定の行政区」ごとに、「統廃合基準」を機械的に当てはめているため、本件に見るように、学区優良校まで廃校とするなどの誤った施策を招いているのは、被告らの方ではないか。学力検査選抜である限り、高校間格差が生じる事になるから、該当地域の東西南北の交流は当然生まれ

る。しかし、一部進学校をのぞく学校の在籍生徒数の基本部分は地域に根ざしており、地域における学校配置のバランスは重視して然るべきものである。選抜学区制度においては、学校配置の妥当性は重要な要件の一つである。これを軽視する被告らの主張は誤っている。

6. 槻の木高校の配置と「交通の利便性」問題

被告らは、槻の木高校の配置については、「同校が全日制単位制高校であるため第2学区内の地域に限らず、大阪府内のすべての地域から通学可能な高校であること、『再編整備第1期実施計画』によって府内に設置する全日制単位制高校は計4校であること等を勘案して決定したものである。」と、唯一交通の利便性を強調している。しかし、「大阪府内のすべての地域から通学可能な高校」とするというのは、当初案であって、開校時には、新校管理職などによって「地域の学校」「2学区の学校」として、生徒募集がなされ、事実、平成15年度4月入学生の92%は、2学区在住の生徒であった。

こう見てくると、「大阪府内のすべての地域から通学可能な高校」であるから、「交通の利便性が必要」と、開校30年のまだ数十年も使える高槻南高校を廃校にして、老朽校舎の建替えもおこなわないで、講座数や教室も多数必要となる単位制高校を開講した背景と意図は一体何であったのかが、今後とも被告らに対して問われ続けよう。

. 2001年8月31日からの生徒会を中心した取り組みにかかわって

被告ら準備書面(1)における事実経過と主張への反論

1. 被告ら主張の2つの特徴 原告らが見た事実と被告らの論理のすり替え

まず、原告から見ると被告からの反論には2つの特徴がある。ひとつは、明らかに事実でない部分。もうひとつは、あくまでも「そちらの主観」による言い逃れ、つまり「論理のすり替え」である。反論全体は、この二つから構成されている。しかし、何をどう言い繕おうと、どれほど事実を隠そうと、青春の大切な日々を、被告らによって暗闇の中に突き落とされた高槻南の生徒たち、卒業生たちの鮮明な記憶を塗り替えることは出来ない。原告生徒や卒業生は、この被告側準備書面(1)を読みあわせしてこう語っている。

「あれだけの事実、あれ程多くの人間が泣きながら、怒りながら体験してきたことが、こんな風に言い換えられてしまうのか。よくこのようなものを法廷にまで提出できるものだ、と怒りを乗り越えて滑稽さまで感じてしまう。あなた方は事実、生徒たちをたくさん傷つけながら、その明瞭な記憶まで、歪めようと言うのか。本気でこんなものを、在校生、卒業生の前で法廷に曝そうというのか。いくつかの点についてハッキリと反論をしておきたい。体験した者で無い限り、あの当時の思いを共有することは正直、不可能だろうとおもう。しかし、出来る限り、当時の生徒たちの思いを伝えるためにも事実を、法廷で訴えたい」

1) 被告らにとっての事実の問題

例えば、体育祭で行われた、「高南へのエール」の問題をとって被告らの反論を検討したい。当時、体育祭では、多くの生徒が涙を流しながら、「フレー、フレー、タカナン！」を叫んだ、非常に感動的な場面であったという。当時の校長、教頭はいったいこれをどう見ていたのか。

被告の反論、「(4)「原告らの主張」の「四」について イ (3)の事実誤認について」では、校長、教頭が「母校へのエールはとめていない」、「廃校反対エールに対して指導をおこなった」のだとその主張を読めるが、全くの虚偽である。事実は、原告の主張の通り、エールを送ること自体を、校長は阻止しようとしたのである。

これについては、当時、校長室へ要請に言った生徒会執行部のみんなが証人となりうるのである。

当時の生徒会執行部は、「体育祭、文化祭を盛り上げることによって、地域にとっても、生徒にとっても高南は必要な学校、無くしてはいけない学校であることをアピールしよう」と考えていた。「よい体育祭、文化祭を成功させることで、廃校反対を訴えよう」という考え方だったのだ。当然、生徒が企画したエールは「廃校反対の思いを込めた、母校へのエール」である。「母校へのエール」と「廃校反対のエール」は生徒の思いでは一体なのだ。だからこそ、校長は「エールを行うことそのもの」を止めようとしたのである。

被告ら準備書面で述べる「一部の生徒が意図した廃校反対エール」など存在しないし、

校長、教頭の指導で生徒がエールを変えたわけでもない。校長がとにかく、エールを止めようとしたのを、会長が「やります」と言い切って実行したのである。生徒にとって一体であったはずのエールをわざわざ、二つに別けて議論を混乱させ、あたかも「母校へのエール」は認められたかのような印象をあたえている、この反論は事実と反している。

一体、被告らは何のためにこんな虚偽の事実をつくり出したのか。裁判をすすめる上で、廃校に反対する生徒の一部に過激な者がいたのだ、という印象を作り出したいという悪意が見える。そうして廃校反対運動そのものを、あたかも「過激派の突出した行動」で、一般の生徒は別であるかのように見せたいのだろうか。あるいは今になって、「愛校心には理解があった校長」をつくり出したいのであろうか。

生徒がいない場であったが、日頃、生活指導に厳しい当時の生徒部長が「高南へのエールのどこが問題なのか、こんな穏やかな運動まで禁ずるのは納得できない」と強い口調で迫った事実などが証言されている。大井校長（当時）らは明らかに事実をいつわっている。これらの事実について原告側は証人を用意できる。

2) A新聞社の取材問題

これも事実とまったく異なる。被告らの反論では、A新聞の記者が申し入れたのは、「再編整備（案）について」の取材である、としているが、これはまったく事実と反する。記者は生徒会執行部の連絡に応え、「体育祭の取材」を申し入れに来たのである。校長はその取材を拒否しながら、その申し入れがあった事実をなかったことにしているのだ。さらに反論によると、校長は「生徒への教育的な配慮」のため取材を拒否し、その申し入れの事実を「生徒への教育的な配慮」のため「無かったこと」として執行部に報告していることになる。

要するに「校長が嘘をついている」ことを「教育的配慮である」と言い張っているに過ぎない。

この取材においても、『エール問題』と同様、執行部がマスコミに求めたのは「高南の素晴らしさ」を取り上げてもらうことであり、結果、廃校を止める力にしたい、と考えていたのである。純粋な愛校心から、生徒たちは、率直に母校の素晴らしさを、世間や教育委員に知ってもらえれば、廃校は中止になるかも知れない、と考えていたのであ

る。

校長、教頭の態度は、「過激な廃校反対運動」に指導を入れたというようなものではない。青少年をめぐる今日の社会状況の中で、そもそも、そんな運動や高校生の存在などは、高槻南高校においては皆無であった。被告らは、管理職などを介して、生徒たちの人間として当然の疑問や、感情の発露、見解の表明など、素朴な愛校心の表現を権力的に押しつぶそうとしたのである。

結局、校長、教頭は「教育改革プログラム」を推進する立場上、生徒たちの純粋な愛校心そのものが、目障りだったという他ない。管理職らは自分たちが、この運動のはじまりから、府教育委員会作成問答マニュアルに拘束された、府教育委員会の忠実な代弁者として存在していたのである。

3) 事実と事実経過をゆがめる主観的な言い逃れ

被告らの『説明』責任の果たし方について

被告側準備書面(1)の(4)被告の反論、『原告らの主張』の「四」について『ア』では「臨時 SHR を持つことを職員の見解を参考して決定した」あるが、つまりは職員からの提案が無ければ、臨時 SHR はなかった、言われるまで校長はその必要性を感じてなかったという点がこの問題のポイントである。以下、各所に見られる「説明を行った」「誠実に対応した」、さらに「イ (3)の事実誤認について」の「顔を引きつらせたという事実はない」、の「自発的に登壇した」、の「散会させる必要があった」などすべて主観的なすりかえである。

特に、被告ら準備書面(1)の言う「説明」について反論したい。もし、今までに被告が言うような、充分で丁寧な説明が行われてきたとするならば、なぜ現在、この裁判が行われているのか、自らに問いかけてもらいたい。

説明を受けた、当の生徒たちが「まったく理解できない」と言っているのに、府教育委員会の問答マニュアルの枠の機械的な「説明」しかせず、「私は説明した」と言い続けるのは、単なる言い逃れである。「説明されても、納得できない」のではない。「ろくな説明もないから、理解すら出来ない」というのが生徒たちの当時の叫びであり、実感であった。

『(3)「原告らの主張」の「(一)」ないし「(三)」の主張について イ』には「校長および府教委から生徒に説明した」とある。では10月10日の保護者向け説明会でも、11月3日の保護者、同窓会向けの説明会も、生徒の出席は拒否されていること、生徒会執行部が要求し続けた高南での生徒向けの説明会は一度も開かれていないこと、どう「説明」するのか。まったく肝心な点を偽っている。事実を反する。

教育委員会を生徒の代表が訪問したことも、いくつかの説明会でわずかでも特別に、傍聴、発言が許されたのも生徒たちの勇気ある行動の結果、保護者の後押し等があり、勝ち取られたものである。府教育委員会が、自ら説明に応じたことなどない。

府教育委員会への父母の署名手交の際に同行するとか、校長からの説明では、廃校という提案がまったく理解できないから「府教育委員会が直接、全校生徒に説明に来てほしい」という要請におもむいた際のいくつかの問答を、府教育委員会は『生徒には、説明した』と言っているに過ぎない。

決定前日の最後の話し合いも、名目はあくまでも「署名提出」であり、その署名を教育委員会会議の場に置くことすら拒否した教育委員会事務局の態度をみれば、説明をおこなったどころか、「聞く耳すら持たない」というのが被告側の態度である。全校生徒が放課後に残って作成したビデオテープすら着払いで送り返す委員の姿勢はその象徴である。高槻南生徒会は一貫して、教育委員会による、高南での全校生徒対象の説明会を要求してきた。質問の核心は「なぜ、高槻南が統廃合の対象校に選ばれたのか」である。これに対し、今日まで、説明会は開かれておらず、対象校が高南でなければならぬ理由は一切、示されていない。これが客観的な事実である。

被告らの重大な責任と権利侵害

『「原告らの主張」の「四」について のウ』では「新校づくりに意を払わないことに対し指導した」とあるが、ひどく無神経な言い分である。生徒たちは廃校反対運動の最中にあっても、このまま運動を貫くのか、新校に少しでも高南を受け継がれるように努力するのかがずっと、苦悩し続けていたのである。その上で、説明会を要求し、統廃合決定の理由を問い続けたのである。それを真摯に受け止めなかったのは被告らである。

廃校案公表まで、高槻南高校以外のものとの談合調整を秘密裏に行い、相手校の改革

構想に何の関係もない高槻南高校の生徒・父母、教職員・同窓生を巻き込み、平然と同校の命運を封じる決定をしていながら、あくまで生徒への誠実かつ、率直な説明と説明会を行なわなかった被告らの責任は、きわめて重大であり、原告らの権利侵害の程度は甚だしい。

府教育委員会と校長・教頭（当時）らの反論は、原告らを「言ってもわからないわがままな高南生」をイメージさせるような論調に終始している。被告らの主張からは、廃校反対に関わった生徒たちの批判能力を見くぶり、その行動を単純で粗暴なものに置き換えようとする意図が感じられる。しかし、このような純真で率直な生徒と生徒の考えや意見を侮り、見下し、危険視するかのごとき態度・姿勢こそが、教育行政・教育者として、大いに問題なのであり、訴訟を起こされる要因・事態を招いたのである。

学校教育法第 42 条（高等学校教育の目標）3 項に「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。」とある。被告らは、この法の趣旨に沿って、学校教育に携わり、管理する責務を著しく怠っている。

・ 教科学習にかかわる影響について

1. 教員の数の減少について

被告ら準備書面（1）は、教科学習における教員定数の減少等の影響について、「一般に、教科・科目の時間数と教科別の教員数は比例しており」と述べながら、「平成 16 年度の人事は未定であり、推測でしかない」と影響を明らかにすることを避けている。

教科学習について言えば、今年度は教員の数の減少について、最終的な影響を決定的に考慮できる段階ではないが、問題になっているのは直近の来年度のことであるにも関わらず、被告らは、その点について、意図的に「原告らの主張する予測は推測でしかない」と論議を避けている。しかし、学校現場はもとより、教育行政であれば、既に夏に教員採用試験も実施、採用や教員の受容見込みも詳細に算定予測しているのは常識の通例である。まして、権力的に特定の高校を廃校にしておいて、「来年度のことはどうなるかわからない」というかの如き態度は、無責任の極みである。算定予測している事実を明確に示すべきである。

進学講習については、芸術科目の中で最も被害が大きくなると予想されるのは美術であるが、「音楽は今年もない」とすりかえて、美術にかかわる深刻な影響を避けているにすぎない。また進学講習は「平成16年度も例年通り実施される予定である」と述べられているが、事態は異なり、来年4月になれば原告らの主張通りの状況がはっきりする。

被告らは準備書面(1)で、世界史の授業は今年度「開講していない」と述べているが、実際は開講されている。事実と異なる。誤りである。被告らの準備書面(1)の反論は、全てがこういう調子の記述である。

・クラブ活動について

1. 廃校による影響の責任を、「生徒の意思・意欲」の問題に転嫁

被告ら準備書面(1)での部活・クラブ活動についての原告ら主張への反論は、多岐にわたっているが、全体として高槻南高校の部活・クラブ活動が、廃校決定の影響を何ら受けていないかのように描き出す作業に汲々している。準備書面(1)61頁のまとめでは、「部活動は、本来生徒らの自発的意思に基づく活動であり、その盛衰は生徒らの意思・意欲によるところが大である。高校生ともなればいっそうその感を強くするのは当然である。」と、廃校に伴う深刻な状況を、「その盛衰は生徒らの意思・意欲によるところが大である。」と、生徒自身に責任を押しつけているのである。まったく実情を無視し、責任転嫁の歪んだ主張である。高槻南生徒の悲しみを理解しようとはしない行政の冷たさを改めて感じる。

高槻南高校の相当数のクラブ活動が活動停止に追い込まれた最大の原因は、言うまでもなく、新入生の入部がないからである。また、2つの別の学校が連携するということ、大変な努力の必要なことである。さらにこれまで熱心に指導してきた教諭の異動も大きく影響しているのであり、廃校決定に伴う深刻な影響は、学校に来てクラブの実情を、部活・クラブ関係者から聴取すれば明確になる。

被告ら準備書面(1)の部活動部分についての反論は、上記のように基本的根幹部分で、「廃校の影響はない」「(あったとしても、)その盛衰は生徒らの意思・意欲によると

ころが大である。」とするなど、事実をゆがめた無責任なものであるが、個別の問題でも、問題をすりかえている。

2. 団体戦出場問題について

例えば、準備書面(1)の60頁であるが、原告らが「団体として出場する男女バスケットボール・男女バレーボール・軟式野球部・ラグビー部・サッカー部の7部のうちで、今後も公式戦に出場できるのは、女子バスケットボール・軟式野球部・サッカー部の3部となってしまった。」と述べたことを捉えて、以下の様に反論し結論付けている。

「しかし、原告らが述べる上記の3部(女子バスケットボール部・軟式野球部・サッカー部)以外にも、ソフトテニス部・男女硬式テニス部・バドミントン部も公式戦に出場することが可能である。」(準備書面(1)の61頁上から3行目から5行目)

「原告らの主張は、各部の様々な事情による部活動の盛衰をあたかも本件統合整備が原因であるかのように主張しているに過ぎないものであり、失当である。(準備書面(1)の61頁上から6行目から8行目)

これらの被告側準備書面(1)の主張と結論は、完全な誤りであり、失当である。原告ら第2準備書面では、「団体として出場する」として、団体競技としての自立・成立の問題を、廃校決定後の影響として述べている。被告らは、これを、ソフトテニス部・男女硬式テニス部・バドミントン部が「公式戦に個人でも出場できる」という至極当たりまえの前提をあげて、団体戦の問題で論議している主張に「個人戦出場問題」を割りこませ、反論にならない反論を行なっているのである。

原告らは、その主張で、個人で公式戦に出場できることを何ら否定してはいない。例えば、今もたった3名で練習を続けている陸上部は、被告ら準備書面(1)が言うように「本件統合整備との関係が認められない」のではなく、統合整備の結果3名になったのである。陸上部も、個人種目で当然、公式戦への出場は可能であり、「団体として出場する7部のうち3部だけになった」と原告側第2準備書面で述べている中に、陸上部は含めていない。これが、事実である。被告らの主張は誤りである。原告ら生徒と異なり、部活・クラブ活動の実情を知らない関係者の言に拠ったしか思えない。

このような誤った論拠の上に立って、被告らは、 のまとめで、「原告らが述べる内容は、事実に反する点が多い。」として「その盛衰は生徒らの意思・意欲によるところが大きい。」とまで断言し、全ての責任を生徒と部活動に押しつけているのである。

これらは、高槻南高校生と部活動の歴史と伝統に対する認めがたい暴言であり、侮蔑である。このような被告ら準備書面(1)の主張と事実はまったく的外れなものである。

3 . 槻の木高校のクラブ活動の問題について

準備書面(1) 59頁 槻の木高校の部活動、において、被告らは、原告が、その第2準備書面で「7名以上いないクラブや指導できる顧問をつけられないクラブは発足させない」としたことをとらえ、「1名でも希望者がいればサークルや同好会、部の立ち上げを認めている」として、原告側の主張を「事実に反する」としている。

しかし、開校当初、槻の木高校では、「7名以上いないクラブや指導できる顧問をつけられないクラブは発足させない」とする方針を持っていたのは、事実であり、その文書も高槻南高校側には届けられている。被告側準備書面(1)が届けられて以後、調査すると、その後、槻の木高校側では、この方針の見直しが行なわれ、「1名でも希望者がいれば認める」という方針になったという。しかし、誰もわかることだが実態としては、「1名だけのクラブ等」が存立し得ないのが実情であり、高槻南高校側はその方針変更を承知しないまま今日まで来ているのである。被告側が、「事実に反する」とまで言い切れる問題ではない。加えて、被告らは、「学校支援人材バンク」の制度による学校支援社会人指導者の受入も承認しているとしているが、「学校支援人材バンク」は週1回程度の指導であり、それも数が制限されているので、クラブ活動の支援という面ではあらかじめ限界がある制度であり、実態を糊塗する言い分である。

4 . 吹奏楽部と連携問題について

被告ら準備書面(1)のウの 吹奏楽部に関して、の主張と事実の記述であるが、正しくない。原告らは、第2準備書面において、正確には以下の様に主張しているのである。

「吹奏楽部が毎週土曜日に高槻南高校で合同練習を行ってきたのは事実であるが、

これはもともと島上高校に吹奏楽部がなく、活動場所、楽器、楽譜等がなかったことから、やむなく高槻南高校に行って合同練習を行わざるを得ないという事情から実現したものである。本来毎日の合同練習を槻の木高校の生徒は希望していたが、バスでの往復には1日420円、片道30分以上の時間がかかることから、やむなく土曜日だけの練習となっている。いずれ、槻の木高校での設備が充実すれば、合同練習も解消されるものと思われる。結局、吹奏楽部の合同練習も、たまたまそうなただけで、決して府教委や両校の取り組みに基づくものではない。現に、廃校処分が公表されたときの高槻南校長は『スクールバスの運行を考える』と公言していたが、そのような予算措置がなく実現されていない。約50万円の連携予算では、不可能なことであり、この点でも府教委はやればできることを意識的にやっていないのである。(下線は今回挿入)

吹奏楽部の合同練習と連携について、原告側が、上記のようにその経過と実情を詳しく述べているにもかかわらず、被告らは、本来、原告らが「こういう事情と経過で実現した」という意味を持たせたつもりでの表現「たまたまそうなただけ」という言葉尻を捉えて、その前の肝心な事実を切り捨てた上で都合の良いように取り上げ、「両校の連携のとりくみと生徒の自主的な意思によって実現したものである」「原告らの主張は間違っている」と主張し、被告らの功績に仕立て上げているのである。

吹奏楽部の顧問は、このような経過と被告らの主張を全て否定している。

被告ら準備書面(1)では、スクールバス使用について、「吹奏楽部の顧問及び部員の希望を調査した際、学校側が、両校間の移動手段の確保に使うことも可能であると説明し、バス運行等の手段も例示したが、同部の顧問や部員の希望が、『楽器運送費用と楽器修理費用』に充てたいということであったので、その希望に沿って対応したのである。ちなみに、合同演奏会の開催のための経費には、当然楽器運送費用も含まれている。」としている。

これらはまったく事実に反する。顧問らは、『いろいろな使い方ができるが、何に使用するか』という問い合わせは受けているが、被告らの言う「バス運行等の手段の例示」などまったくなかったのである。そもそも、大井前校長から、早い段階でバス

の運行は、(府教委によると)無理であると通告を受けていたことであり、このような例示などありえないことである。被告らの主張は、このように正確ではなく、事実と反する。

5. 被告らの連携努力と連携費用問題について

「合同演奏会の開催のための経費には、当然楽器運送費用も含まれている。」などと、さも十全な連携対応ができているかのように、被告らは言っているが、連携費用は、総額でわずか50万円なのである。吹奏楽部は、槻の木高校と合同の練習を持つ事になったので、部員が16名(当初は13名)ほどになり、楽器の修理等に多額の費用を要することとなった。楽器の修理だけで10万円の費用を超えるのである。あさらに楽器運送費用は、少なく見ても5万円にも及ぶ。それでも、高槻南高校側全体で、使用できる割当枠は20万円である。吹奏楽部だけで、割当枠を費消してしまう程度の連携費用で、被告らの「連携努力」を主張することは、原告らにとって到底納得できるものではない。都合の悪い事実を隠蔽した上で、言葉だけの羅列で弁明しきりと言う他はない。

. 生徒会の交流について

1. 事実でない連携交流との主張について

被告ら準備書面(1)オ 生徒会について、被告らはでは、事実を意図的に歪め、被告らと該当校の管理職らが、連携に積極的であったかのように述べているが、まったく事実と異なる。

上記準備書面で、「平成15年4月18日には、島上高校の平成14年度の生徒会前期執行部は成立していないが、同校の平成14年度の生徒会後期執行部の生徒が同日に高槻南高校の生徒会の後期執行部と交流し、今後両校が協力して槻の木高校との連携を進めていくことが確認されたことは事実であり、原告らの主張は失当である。」(62頁4行目から8行目)とまで主張するのである。まさに苦し紛れの「つくり話」で事実を偽っている。高槻南高校の生徒会担当者も生徒も「そういう事実はない」とはっきりと言っているのに、被告らは、どうしてそのようなありもしない事実を言い張るのか信じ

がたい。

被告らは、「言った、言わない」の水掛け論になればそれでよい」と見なしているとは思えない。

2. 男子バスケットボール部の合同問題について

被告ら準備書面(1)の60頁で「これまでに、高槻南高校の硬式テニス部、男子バスケットボール部から槻の木高校に対して正式な合同の申し出がなされたことはない。」としているが、これも事実反する。

なお、原告ら第2準備書面では、「高槻南男子バスケットボール部は、槻木高校に合同の申し入れをしたが、受けてもらえなかった。」としているのであり、被告ら準備書面(1)が挙げる「硬式テニス部」など含めていない。このように、原告らが言いもしない事実を挙げて、あたかもこちらが虚偽を主張しているかのごとく問題をすり替えて反論する手法は、フェアではない。

合同の申し入れをしたのは男子バスケットボール部だけであるが、高槻南高校教諭が、5月に高槻南高校に来校した2名の教諭に正式に申し入れをし、「後日検討して連絡する」と言われたまま置かれ、合同が実現に至っていないというのが事実であり、被告らが「申し入れはなかった」と述べているのは、事実反する。

同じ準備書面(1)で、「将来申し出があった場合には、両校で協議して決定していくことになる」という申し出・意向を示しているが、原告らにとっては、初めて聞く話である。もし真実、間違いがないなら、裁判所で聞かせる前に高槻南高校関係者に聞かせてもらいたかった申し出である。今日まで、男子バスケットボール部の申し出を放置したことはどう理解すればよいのか。被告らの主張と槻の木高校管理者等の対応は理解しがたい。12月26日、第4回公判(大法廷)における原告上村直樹(3年生、男子バスケットボール部員)の口頭意見陳述は、これらの経緯を明らかにするものである。

3. ソフトテニス部問題について

準備書面(1)の56頁のソフトテニス部に関して、被告らは、「原告らの主張は、一方的な見方にすぎない。」などと主張しているが、12月26日、ソフトテニス部員であり、生徒会体育委員長である原告森口由香里の大法廷における口頭意見陳述は、

このような被告らの主張を、厳然たる事実に基づいて一蹴するものとなっている。

4．体育大会・体育祭問題について

準備書面（１）では、槻の木高校の体育大会について、「担当者間で連携について協議を行っており、招待の案内を行っている」（同準備書面６４頁３行目から５行目）と述べているが、「高槻南高校のだれが協議に参加し、案内をもらっている」のであろうか。まったく不明である。このような申立は虚偽であり、まったく事実と反する。

「高槻南高校の体育祭の槻の木高校生生徒会の参加は、高槻南高校の生徒会が要請したのではなく、平成１５年８月２２日に開かれた両校の生徒会の交流の際に、槻の木高校の生徒会から要請したものである。」（同準備書面６４頁１２行目から１５行目）というに至っては、論外である。

この生徒会交流自体も、高槻南高校の体育祭にきてほしいから、高槻南から要請して実現されたものである。その際に、高槻南高校側は、槻の木高校側から「高槻南のような体育祭はしない」ということも言われている。そのことは両校の生徒も知っているはずであり、確認すればわかることである。

このように、被告らの申立は、ことごとくが事実経過に反しており、誤りである。

さらに、今後は、詳しく検討して、準備書面で反論したい。